

○香美市振興計画・総合戦略審議会条例

平成18年3月1日

条例第29号

改正 平成23年3月16日条例第14号

改正 平成27年3月23日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 香美市振興計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び目標達成度の検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 5 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第 5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。